

豚枝肉の取引について

1 経緯

(1) 卸売人の申入れ

令和6年10月、卸売人（静岡県経済農業協同組合連合会）から、当市場にて行われている豚枝肉のせり売について、開催時間、買受人参加者数、従事者数、頭数の減少等についての状況報告があり、同時にこの状況が続く間、上場した豚の枝肉をすべて相対取引にしたい旨の申入れがあった。

参考 豚枝肉せり売の状況

- ・開催時間 月 午後2時～2時20分（20分）
火～金 午後1時30分～1時50分（20分）
- ・買受人参加者数 通常2～3人（まれに4人）
- ・従事者数 12名/日
- ・平均卸売頭数 約35頭/日

(2) 卸売人と買受人の調整

ア 覚書の締結

令和7年2月、豚枝肉取引について卸売人は買受人と覚書を締結した。

※ 覚書の内容

- ①豚枝肉取引について、全頭相対取引とし、せり取引は休止する。
- ②買受人からせり取引実施の要望があり、条件を満たせばせり取引を再開する。

イ すべて相対取引とする場合の建値の設定

卸売人が買受人に最初に提示する豚枝肉 1 kg 当りの価格(＝建値)には、生産者にとって適正な価格が確保され、低価格取引とならない様に前日の東京(芝浦)及び愛知(名古屋)の 2 か所の食肉市場のせり値の平均値を採用する。

2 報告

卸売人と買受人により行われた覚書の締結は、浜松市地方卸売市場業務条例第30条第2項第5号「卸売業者と買受人との間において、あらかじめ締結した契約に基づき確保した食肉の卸売をする場合」に該当し、せり売又は入札の方法により卸売をすることが著しく不適当であると認められることから、卸売人の申入れを認め、令和7年4月1日の取引から、当該覚書締結者間で行われてきた従前のせり売による豚枝肉の取引については、相対取引とする。

ただし、同条例に規定されている売買取引の方法において、せり売が制度上

なくなるものではなく、せり売参加希望者がいないか又は少数のみであることから、結果的にせり売が開催されない状況と判断する。

なお、牛枝肉のせり売については、継続して行う。